

新潟県条例第36号

新潟県核燃料税条例

(課税の根拠)

第1条 県は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第4条第3項の規定に基づき、核燃料税を課する。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第2条第5項に規定する発電用原子炉をいう。
- (2) 核燃料 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。
- (3) 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
- (4) 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。

(賦課徴収)

第3条 核燃料税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別に定めがあるもののほか、新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)の定めるところによる。

(価額割の納税義務者等)

第4条 価額割は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 前項の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。

- (1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 原子炉等規制法第43条の3の11第3項の規定による原子力規制委員会の確認(以下「原子力規制委員会の確認」という。)を受けた日又は電気事業法(昭和39年法律第170号)第49条第1項の規定により原子力規制委員会及び経済産業大臣が行う検査(以下「使用前検査」という。)に合格した日のいずれか遅い日(以下「原子力規制委員会の確認日等」という。)
- (2) 発電用原子炉について原子炉等規制法第43条の3の16第1項の規定により発電用原子炉の設置者が行う検査(以下「定期事業者検査」という。)の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期事業者検査が終了した日
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日(出力割の納税義務者等)

第5条 出力割は、発電用原子炉を設置して行う発電事業に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

(課税期間)

第6条 この条例において「課税期間」とは、出力割の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次に掲げる期間とする。

- (1) 4月1日から6月30日まで
- (2) 7月1日から9月30日まで
- (3) 10月1日から12月31日まで
- (4) 1月1日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

- (1) 前項各号に掲げる期間の途中において原子炉等規制法第43条の3の33第1項に規定する廃止措置(以下「廃止措置」という。)を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した場合(第3号の場合を除く。) 当該廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日の属する前項各号に掲げる期間の初日から当該運転を終了した日まで
- (2) 前項各号に掲げる期間の途中において原子力規制委員会の確認を受け、及び使用前検査に合格した場合(次号の場合を除く。) 当該原子力規制委員会の確認日等から当該原子力規制委員会の確認日等の属する前項各号に掲げる期間の末日まで
- (3) 前項各号に掲げる期間の途中において原子力規制委員会の確認を受け、使用前検査に合格し、及び廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した場合 当該原子力規制委員会の確認日等から当該廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日まで

(課税標準)

第7条 核燃料税の課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料(当該核燃料の発電用原子

炉への挿入につき既に価額割が課され、又は課されるべきであったものを除く。)の価額とし、出力割にあつては各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とする。

- 2 前項の価額は、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）第25条及び第26条の規定により算定した取得原価とする。
- 3 第1項の熱出力は、原子炉等規制法第43条の3の5第1項の規定により許可を受けた発電用原子炉の同条第2項第3号に規定する熱出力（原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定により変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更後の熱出力）とする。
- 4 課税期間が3月に満たない場合における第1項の熱出力は、当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を3で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

（税率）

第8条 価額割の税率は、100分の4.5とする。

- 2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、5万2,330円とする。

（徴収の方法）

第9条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

（申告納付の手續等）

第10条 価額割の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入した日から起算して2月（第4条第2項第1号に掲げる場合にあっては、3月）を経過する日の属する月の末日（第7条第2項の取得原価が確定しないことによつて同日までに申告納付することができないと認められる場合においては、知事が指定する日）までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課する価額割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書によつて納付しなければならない。

- 2 出力割の納税義務者は、課税期間の末日の翌日から起算して2月以内に、規則で定めるところにより、当該課税期間における出力割の課税標準たる熱出力、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書によつて納付しなければならない。
- 3 前2項の規定により申告書を提出した者は、申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額若しくは課税標準たる熱出力又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定めるところにより、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によつて納付しなければならない。

（不足税額等の納付）

第11条 核燃料税の納税者は、課税標準額若しくは課税標準たる熱出力若しくは税額の更正若しくは決定の通知、過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、不足税額（更正により増加した税額又は決定による税額をいう。）又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書に記載された納期限までに、納付書によつて納付しなければならない。

（課税地等）

第12条 核燃料税の賦課徴収に関する新潟県県税条例の規定の適用については、同条例第4条第1項中「(10) 固定資産税」とあるのは「(10) 固定資産税」とあるのは

「(11) 核燃料税」と、同条例第8条第2項第2号中「申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地」とあるのは「申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地（核燃料税に係る徴収金にあっては、発電用原子炉の所在地）」と、同条例第9条第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは新潟県核燃料税条例（令和6年新潟県条例第36号）」と、同条第2項第1号中「固定資産税」とあるのは「固定資産税、核燃料税」とする。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。

(この条例の施行に伴う課税期間の特例)

- 3 施行日の属する課税期間の初日は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日とする。

(この条例の失効)

- 4 この条例は、施行日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う。

- 5 この条例は、施行日からこの条例の失効の日（以下「失効日」という。）の前日までの期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、失効日以後においても、なおその効力を有する。

(この条例の失効に伴う課税期間の特例)

- 6 失効日の前日の属する課税期間の末日は、第6条第1項の規定にかかわらず、失効日の属する月の前月の末日（第6条第2項第1号及び第3号に規定する廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日が失効日の属する月の前月の末日後である場合にあっては、失効日の前日）とする。